

養殖業振興支援事業実施要領

第1 趣旨

県では、ぎふ農業活性化基本計画及び岐阜県水産業振興計画において、観光振興に寄与する岐阜オリジナルブランドの育成を掲げて、県内養殖魚のブランド化及び養殖生産量の増加をめざしている。また、本県養殖業の持続的な発展を図るため、新規経営者育成に取り組んでいる。このため本事業では、「ブランド育成に向けて県が開発した3倍体アユ、3倍体イワナなどの養殖水産物の生産の拡大や効率化などに資する設備投資や運転資金に必要な融資を受ける者」又は「経営開始（経営継承含む）から5年以内の養殖業者の経営安定化、効率化又は事業拡大のための運転資金などに必要な融資を受ける者」（以下、「借受者」という。）が県の承認を受けた養殖業経営改善計画に基づき融資を受ける場合に、予算の範囲内において利子助成補助金（以下、「補助金」という。）を交付することとし、その交付については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下、「規則」という。）及び岐阜県水産業総合振興事業補助金交付要綱（平成18年水産第11号農政部長通知。以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、本要領の定めるところによる。

第2 事業年度 令和8年度～令和12年度

第3 借受者の条件

以下の各号全てを満たす者を本要領において借受者とする。

- (1) 岐阜県内に事業所及び養殖池を有し、事業を営んでいる者
- (2) 養殖業に関する統計調査に協力しており、養殖業の実態があると認められる者
- (3) 第7の養殖業経営改善計画の承認を受ける者
- (4) 養殖業経営改善計画の遂行のため以下の対象融資機関から融資を受ける者
 - ア 農業協同組合
 - イ 資金の貸付事業及び貯金又は定期積金の受入事業を行う農業協同組合連合会
 - ウ 農林中央金庫
 - エ 銀行
 - オ 株式会社日本政策金融公庫
 - カ 株式会社商工組合中央金庫
 - キ 信用金庫及び信用金庫連合会
 - ク 信用協同組合並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の9第1項第1号及び第2号の事業を併せ行う協同組合連合会

第4 利子助成

- (1) 知事は、借受者が第6の養殖業経営改善計画に基づき融資を受けたときは、本要領の定めるところにより利子助成を行うものとし、その利子助成率は知事が別に定める。
- (2) 補助金の総額は、予算額の範囲内とし、申請額の総額が予算額を超えるおそれのあるときは、新規の申請の受付を停止することができる。

第5 補助金の額等

- (1) 利子助成の対象となる経費は、第4の規定により借り入れた融資で当該年度に支払った利子相当分（ただし、延滞金に係る部分を除く）であり、補助金の額は、交付の対象となる年度において、知事が別に定める利子助成利率に基づいて計算された額とする。なお、1借受者あたり各年度15万円を上限とする。
- (2) 交付の対象となる期間は、融資を受けた日の属する月から令和13年3月20日までであり、融資開始の年度は融資を受けた日の属する月からその年度の3月20日まで、次年度以降は各年度4月1日から翌年3月20日までとし、その年度内に支払った利子（ただし、4月1日から翌年3月20日までに支払った約定利子の額を上限とする。）を対象とする。
- (3) 補助金の計算に当たって利子助成率に年率を用いる場合、融資平均残高は各年度の補助対象期間中の毎日の最高残高の合計額（積数という。）を当該年度の補助対象期間の日数で除して得た額（積数/日数）とする。

第6 養殖業経営改善計画の作成及び申請

補助金の交付を申請しようとする借受者は、別記様式第1号により、第1の趣旨を踏まえ養殖業経営改善計画を作成し、知事に申請し、審査を受けることができる。

なお、養殖業経営改善計画の申請にあたり、添付する資料は次のとおりとする。

- (1) 住民票の写し（法人にあっては、商業登記簿謄本の写し）
- (2) 経営開始（経営継承）の時期が分かるもの（新規就漁者（経営継承）の場合）
- (3) 養殖施設等の写真
- (4) 養殖場の概略図（養殖池、管理事務所等の配置が確認できるもの）
- (5) その他、知事が必要と認めるもの

第7 養殖業経営改善計画の承認

知事は、養殖業経営改善計画の内容について審査し、内容が適切でかつ以下の承認の基準に該当していると判断される場合は、養殖業経営改善計画を承認するとともに、別記様式第2号により通知する。

承認の基準は以下のいずれかに該当し、養殖業経営改善計画の達成が十分見込まれる

ものとする。

- (1) 岐阜オリジナルブランドの育成を目指す養殖水産物（3倍体アユ、3倍体イワナ等）の生産により、当該水産物の生産量が年間 100kg 以上又は水揚げ金額が年間 100万円以上となることが見込まれること
- (2) 経営開始（経営継承含む）から5年以内の者

第8 養殖業経営改善計画の変更、取り下げ

- (1) 養殖業経営改善計画承認時から借入時の利率、借入金額、償還日、または償還金額等に変更があった場合は、変更後の養殖業経営改善計画について、別記様式第3号により、速やかに知事に申請するものとする。
- (2) 養殖業経営改善計画を中止する場合、速やかに知事に報告し、知事の指示に従うものとする。
- (3) 条件変更後に県が支払う利子助成金の総額は、利子助成承認時の総額を超えないものとする。

第9 養殖業経営改善計画の変更承認

知事は、養殖業経営改善計画の変更の申請があったときは、その内容について審査し、適当と認めるときは、養殖業経営改善計画の変更を承認するとともに、別記様式第4号により通知する。

第10 融資の借り入れ後の報告

借受者は、融資機関から融資を受けたときは、速やかに養殖業振興支援事業借入報告書（別記様式第5号）に、当該資金に係る借用証書の写しを添付し知事に提出するものとする。

第11 補助金の交付申請

補助金の交付を申請しようとする借受者は、養殖業振興支援事業補助金交付申請書（別記様式第6号）を毎年度3月25日までに知事に提出するものとする。

なお、交付申請書は規則第13条に規定する実績報告書を兼ねるものとする。

交付申請時に次の関係資料を添付するものとする。

- (1) 当該資金に係る借用証書の写し（当初計画から変更のない場合は省略することができる）
- (2) 該年度における利子分かる書類（元本償還金と利子部分が明確に区別できるもの）又は当該年度における利子を支払ったことが証明できる書類
- (3) 当該年度までの資金償還金額を記入した資金償還実績報告書（別記様式第7号）
- (4) 当該年度まで記入された養殖業経営改善計画の達成状況報告書（別記様式第8号）

号)

(5) その他、知事が必要と認めるもの

第12 補助金の交付決定及び額の確定

(1) 知事は、第11の交付申請書を受理したときは内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金の交付の決定を行い、速やかに養殖業振興支援事業補助金交付決定通知書(別記第9号様式)(以下、「交付決定通知書」という。)を借受者に交付するものとする。

(2) 交付決定通知書は、規則第14条の規定による補助金等の額確定通知を兼ねるものとする。

第13 補助金の交付

(1) 借受者は、補助金の交付の決定後、速やかに養殖業振興支援事業補助金交付請求書(別記第10号様式)(以下、「交付請求書」という。)を知事に提出するものとする。

(2) 知事は、(1)の交付請求書の提出があった場合は、これを受理した日から30日以内に借受者へ補助金を交付するものとする。

第14 補助金との関係

国又は地方公共団体の補助金(交付金を含む。以下同じ。)の交付決定を受けた事業について、補助残事業費部分に充てるために融資を受けた場合、本事業を活用することは差し支えない。

第15 その他

事業の実施にあたっては、この要領に定めるもののほか、規則及び要綱に従うとともに、その他必要な事項については別に定める。

事業の趣旨から逸脱し、違法、不法又は不適正と認められる場合には、補助金の打ち切り、遡及返還の措置を講ずることがある。

その他、本要領に定めのない事項については、里川・水産振興課に協議の上、その指示を受けるものとする。

附則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。